

世帯収入の計算方法について

○入居者全員の年間所得額から算出した所得月額により、入居者資格を満たすかどうか判断をします。また、この月額所得により家賃が決定します。



所得の種類	確認方法
給与所得者	源泉徴収票の給与所得控除後の金額
事業所得者	確定申告書の所得金額
公的年金受給者	受給者の年齢により下表により計算した額

公的年金受給者の年間総所得金額計算方法	
65歳未満の方 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下)	
年金収入額	年間所得額
以上	以下
~ 600,000円	0円
600,001円 ~ 1,299,999円	年金収入額-600,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	年金収入額×0.85-685,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	年金収入額×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	年金収入額-1,955,000円
65歳以上の方 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下)	
年金収入額	年間所得額
以上	以下
~ 1,100,000円	0円
1,100,001円 ~ 3,299,999円	年金収入額-1,100,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	年金収入額×0.75-275,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	年金収入額×0.85-685,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	年金収入額×0.95-1,455,000円
10,000,000円以上	年金収入額-1,955,000円

※ 雑損失の繰越控除がある場合は、総所得額から控除します。
(純損失の繰越控除、一時所得も総所得額から控除します。)

☆用語等解説

- ・雑損控除…災害等により資産に損害を受けた場合等の所得控除
- ・雑損控除額計算方法(次の①、②のうち、多い方の金額)
 - ①(差引損失額) — (総所得金額等) × 10%
 - ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額) — 5万円
- ・雑損失の繰越控除…損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰越して、各年の所得金額から控除することができる。これを雑損失の繰越控除という。
なお、雑損控除は他の所得控除に先だって控除することになっています。
- ・雑損控除を受けるための手続き…確定申告に雑損控除に関する事項を記載し、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を添付、提示。

控除の対象		控除額 1人につき
①給与所得控除	申込者又は同居者で給与所得がある人	10万円 <small>※給与所得合計額が10万円未満の場合は当該合計額</small>
②公的年金等に係る雑所得控除	申込者又は同居者で公的年金等に係る雑所得がある人	10万円 <small>※公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満の場合は当該合計額</small>
③同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の人	38万円
④扶養親族控除	申込家族の中には入っていないが、申込家族の所得税上の扶養親族控除の対象と認められている人	38万円
⑤老人扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満70歳以上の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	10万円
⑥特定扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満16歳以上23歳未満の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	25万円
⑦障がい者控除	申込者又は同居親族・扶養親族控除対象者で精神又は身体に障害があり、手帳の交付を受けている人	27万円
⑧特別障がい者控除	申込者又は同居親族・扶養親族控除対象者で精神又は身体に重度の障害がある人(身体障がい者1級又は2級等)	40万円
⑨寡婦控除	ひとり親控除に該当しない人で、次のいずれかに該当する人。 (事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象外) ①夫と離婚したのち婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別したのち婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人	27万円を 限度に控除
⑩ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のすべてに該当する人 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人 ②生計を一にする子がいる人 ③合計所得金額が500万円以下の人	35万円を 限度に控除

(注)

区分	月額所得
入居可	0円
	1円 ~ 40,000円
	40,001円 ~ 60,000円
	60,001円 ~ 80,000円
	80,001円 ~ 104,000円
	104,001円 ~ 123,000円
子育て世帯等入居可	123,001円 ~ 139,000円
	139,001円 ~ 158,000円
入居不可	158,001円 ~ 186,000円
	186,001円 ~ 214,000円
	214,001円 ~ 259,000円
	259,001円 ~

(注) 給与所得と公的年金等に係る雑所得控除の両方がある場合、控除額は1人につき最大10万円です。